

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示 新旧対照表

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準  
(昭和六十三年厚生省告示第二百二十七号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の七第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、<u>法第三十三条の七第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)</u>に対して診療応需できる態勢を整えていること。</p> <p>二〽四 (略)</p> <p>五 法第三十三条の七第二項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第一百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医一名以上及び看護師その他の者三名以上が、あらかじめ定められた日に、適時、<u>法第三十三条の四第一項第一号に掲げる者及び法第三十四条第一項から第三項までの規定により移送される者(以下「応急入院者等」という。)</u>に対して診療応需できる態勢を整えていること。</p> <p>二〽四 (略)</p> <p>五 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採ろうとする精神科病院にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限  
 (昭和六十三年厚生省告示第百二十八号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一・二 (略)</p> <p>三 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又はその家族等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定する家族等をいう。)その他の関係者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 都道府県及び地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに患者の代理人である弁護士及び患者又は保護者の依頼により患者の代理人となろうとする弁護士との面会の制限</p>

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準  
 (昭和六十三年厚生省告示第百二十号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二 通信・面会について</p> <p>一 基本的な考え方</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、患者及びその家族等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。)その他の関係者に伝えることが必要である。</p> <p>(三) (略)</p> <p>二 信書に関する事項</p> <p>(一) 患者の病状から判断して、家族等その他の関係者からの信書が患者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等その他の関係者と十分連絡を保つて信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ患者の病状をみて当該主治医から患者に連絡させる等の方法に努めるものとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>三 電話に関する事項</p> <p>(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及びその家族等その他の関係者に知らせるものとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>四 面会に関する事項</p> <p>(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適</p>	<p>第二 通信・面会について</p> <p>一 基本的な考え方</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 通信・面会は基本的に自由であることを、文書又は口頭により、患者及び保護者に伝えることが必要である。</p> <p>(三) (略)</p> <p>二 信書に関する事項</p> <p>(一) 患者の病状から判断して、家族等からの信書が患者の治療効果を妨げることが考えられる場合には、あらかじめ家族等と十分連絡を保つて信書を差し控えさせ、あるいは主治医あてに発信させ患者の病状をみて当該主治医から患者に連絡させる等の方法に努めるものとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>三 電話に関する事項</p> <p>(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護者に知らせるものとする。</p> <p>(二) (略)</p> <p>四 面会に関する事項</p> <p>(一) 制限を行った場合は、その理由を診療録に記載し、かつ、適</p>

切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及びその家族等その他の関係者に知らせるものとする。

(二)  
(三)  
(略)

切な時点において制限をした旨及びその理由を患者及び保護者に知らせるものとする。

(二)  
(三)  
(略)

四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法  
(平成十七年厚生労働省告示第二百六十五号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号。以下「法」という。)第二十一条第三項に規定する指定医療機関に係る医療に要する費用の額は、別表医療観察診療報酬点数表により算定するものとする。</p>	<p>一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号。以下「法」という。)第二十一条第四項に規定する指定医療機関に係る医療に要する費用の額は、別表医療観察診療報酬点数表により算定するものとする。</p>

五 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 届出の通則</p> <p>一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「法」という。）  <u>第二条第三項</u>に規定する指定医療機関は、第二及び第三に規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第一 届出の通則</p> <p>一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「法」という。）  <u>第二条第四項</u>に規定する指定医療機関は、第二及び第三に規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。</p> <p>二・三（略）</p>

六 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>1 精神医療のニーズの高まりに対応し、入院医療の質の向上を図るため、世界的な潮流も踏まえつつ、我が国の状況に<del>応じて</del>、精神障害者の精神疾患の状態や特性に<del>応じた</del>精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのもの）をいう。以下同じ。）の機能分化を進める。</p>	<p>第一 精神病床の機能分化に関する事項</p> <p>一 基本的な方向性</p> <p>1 精神科における入院医療のニーズの高まりに対応し、その質の向上を図るため、世界的な潮流も踏まえつつ、我が国の状況に<del>応じて</del>、精神障害者の精神疾患の状態や特性に<del>応じた</del>精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのもの）をいう。以下同じ。）の機能分化を進める。</p>